

社会福祉法人南部町社会福祉協議会
役員報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は南部町社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等の額及び第10条に規定する評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、勤務の実態に即して、次に挙げる額を支給する。

職名	報酬月額
会長	50,000円

職名	報酬月額
理事	2,000円
監事	2,000円

(費用弁償の額)

第3条 役員が次の各号に掲げる業務等に従事した場合には、費用弁償として職員の旅費支給規程の例により、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃（以下「車賃等」という。）及び日当並びに宿泊料を支給する。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動

2 日当は、1日につき2,200円とする。ただし、半日の場合は半日当とする。

3 宿泊料は、当法人旅費規程により支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 役員の報酬及び費用弁償の支給については職員の給与及び旅費の支給の例による。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、会長の上申に基づき、理事会の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、第3条第2項の改正規定は平成17年8月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、第2条の改正規定は平成17年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月1日から施行し、第2条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。